

# 【参考資料】

## 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制度解説

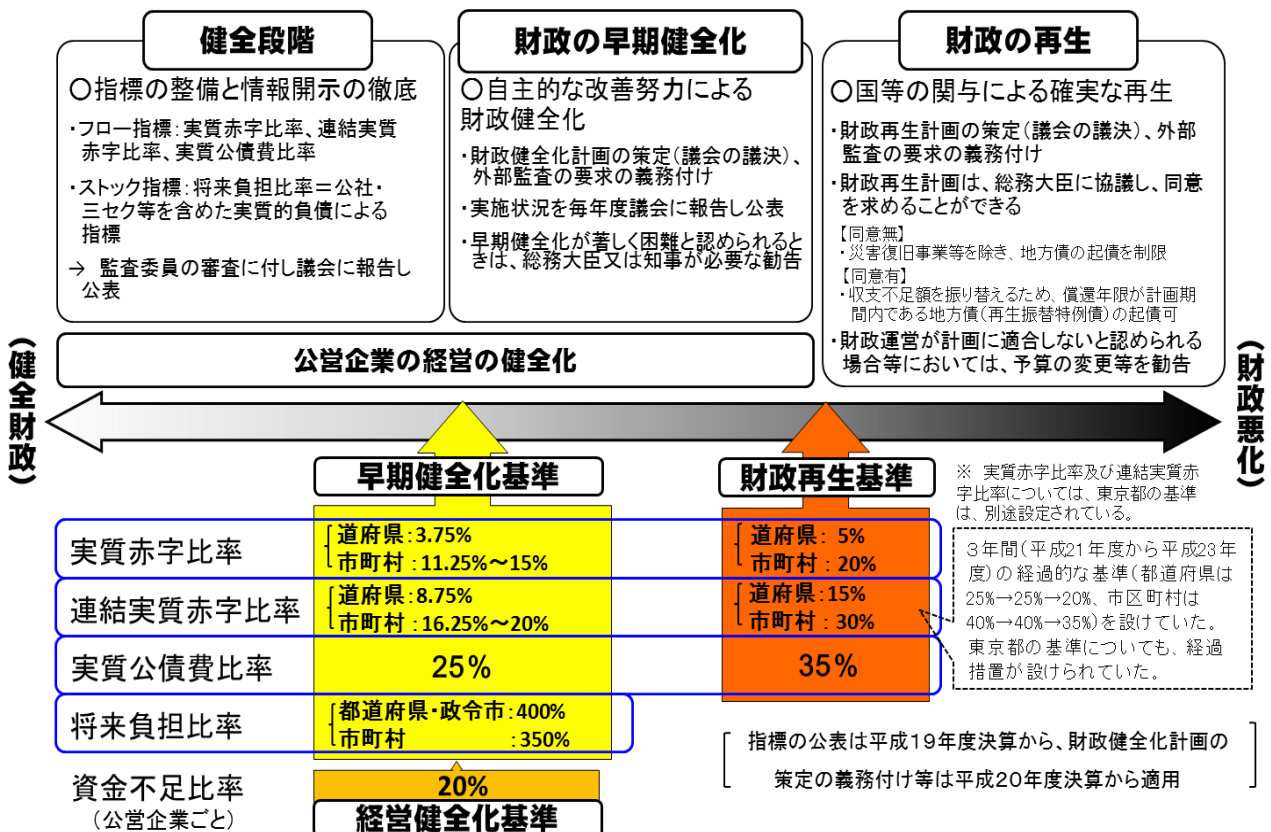
### 1 健全化法の概要

地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければなりません。また、再生判断比率（健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければなりません。

また、公営企業を経営する地方公共団体（組合及び地方開発事業団を含む。）は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率（資金の不足額の事業規模に対する比率）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

制度の概要を図示すると、下記のとおりです。



**健全段階**

○指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロー指標: 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標: 将来負担比率=公社・三セク等を含めた実質的負債による指標

→ 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

**財政の早期健全化**

○自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

**財政の再生**

○国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる

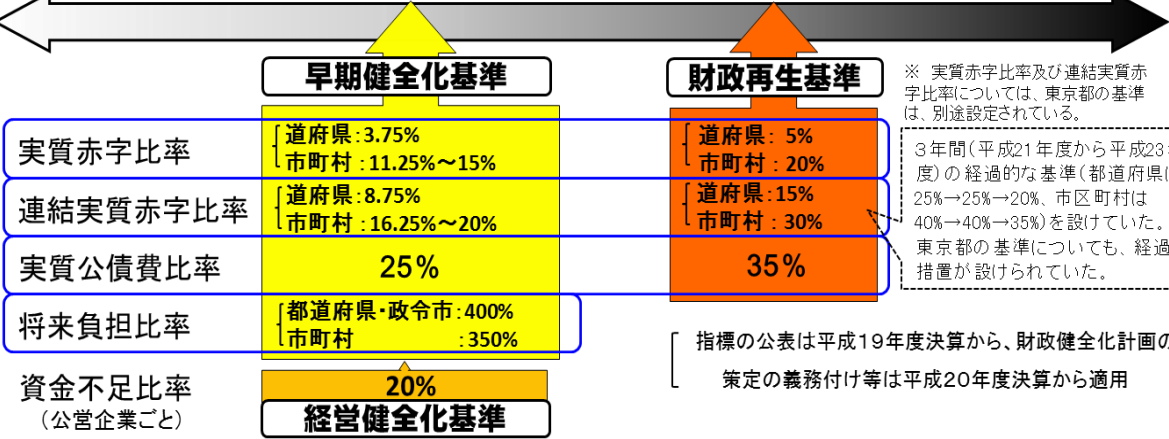
【同意無】

- ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限

【同意有】

- ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

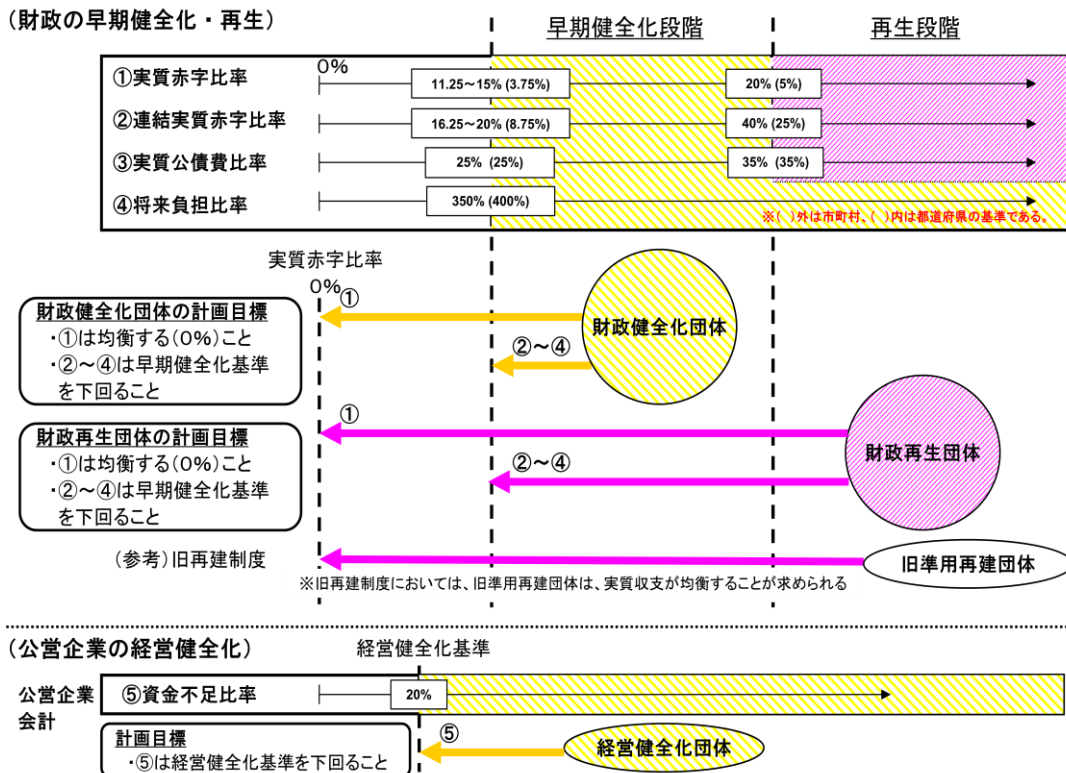
**公営企業の経営の健全化**



## 2 計画の目標

財政健全化計画、財政再生計画及び経営健全化計画の目標を図示すると、以下のとおりです。

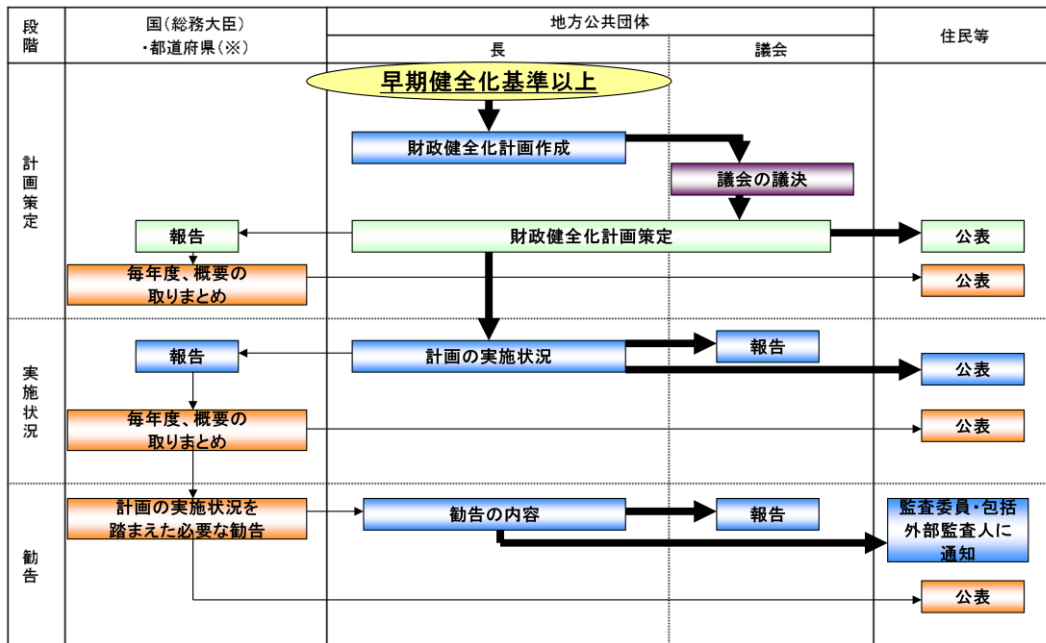
なお、早期健全化基準、財政再生基準又は経営健全化基準以上となった場合の計画策定等に関する規定は、平成21年4月1日から施行されています。



### 3 事務の流れ

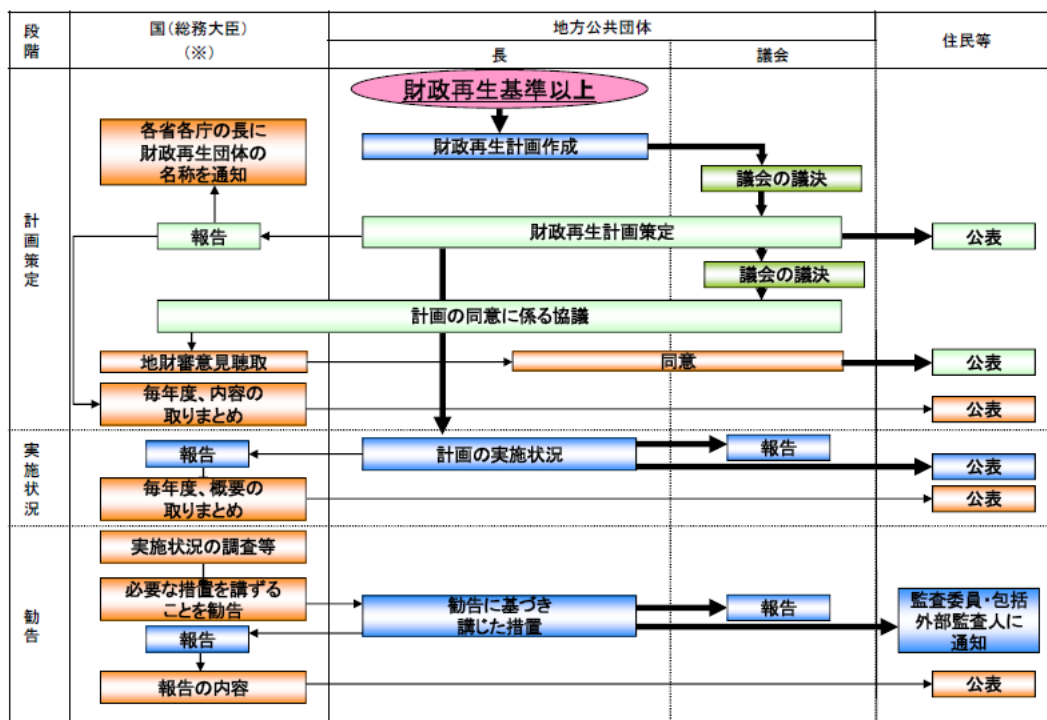
財政健全化計画、財政再生計画及び経営健全化計画の事務の流れを図示すると、下記のとおりです。

#### (1) 財政健全化計画



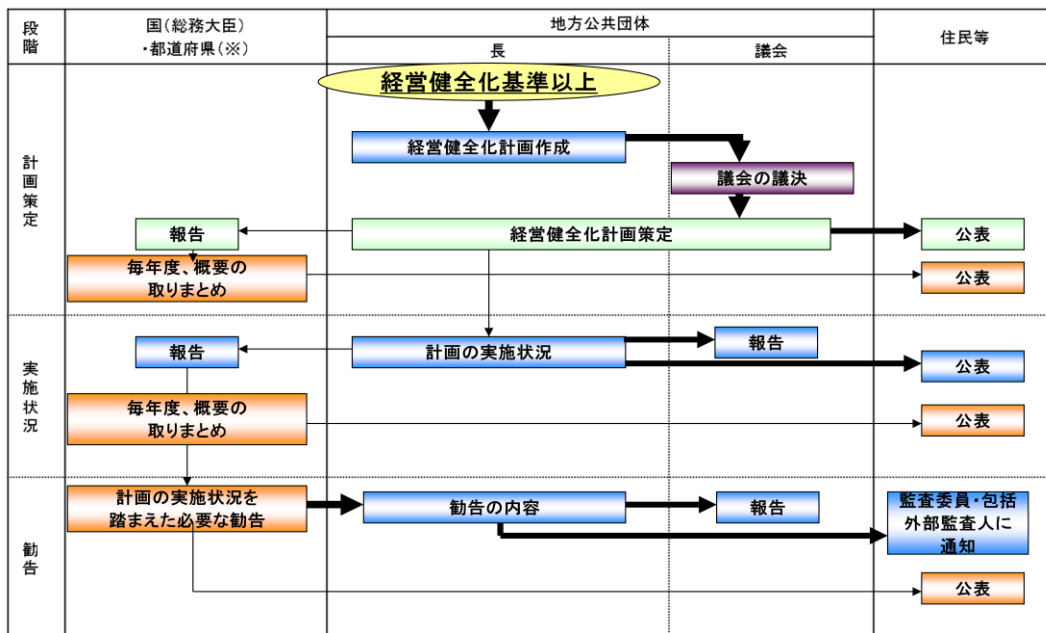
※ 市町村(指定都市を除く)・特別区の財政の早期健全化の場合は、都道府県知事が行う。

#### (2) 財政再生計画



※ 市町村(指定都市を除く)・特別区の財政の再生の場合は、都道府県知事を經由。

### (3) 経営健全化計画



※ 市町村(指定都市を除く)・特別区の経営健全化の場合は、都道府県知事が行う。